「事業性融資の推進等に関する法律」の成立について

(報告事項)

厚生労働省 労働基準局 労働関係法課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

事業性融資の推進等に関する法律の概要

金融庁HP掲載の資料より抜粋

※令和6年6月14日公布 法律第52号 施行期日は「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内 において政令で定める日」

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。

基本理念・国の責務

■ 事業性融資の推進に関する基本理念

事業者と金融機関等の緊密な連携の下、 事業の継続及び発展に必要な資金の調達等 の円滑化を図る。

■ 国は、その基本理念にのっとり、事業性融資 の推進に関する施策を策定・実施する責務を 有する。

事業性融資推進本部の設置

- 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り 組むため、金融庁に事業性融資推進本部(本 部長:金融担当大臣)を設置する。
- 本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣等 とする。
- 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。

企業価値担保権の創設

- 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継 や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円 滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業 価値担保権)を創設する。
- 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、 経営者保証の利用を制限する。
- 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の適切な活用を確保するため、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。
- 担保権実行時には、企業価値を損うことがないよう、事業継続に 不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)について優先的に弁済 し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。

認定事業性融資推進支援機関制度の導入

■ 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について 高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・ 指導を行う機関の認定制度を導入する。

企業価値担保権の実行手続 [新法第3章第5節]

A. 担保権の実行手続の開始

B. 事業譲渡

C. 配当

<u>事業継続しながら</u> 可能な限り<u>高い企業価値を維持</u> 裁判所の監督の下、 事業を解体せず、 <u>原則、事業を一体</u>として承継

貸し手(金融機関等)は 事業譲渡の対価から融資を回収

- ① 債務の弁済が滞った際、 担保権を実行する場合には、 担保権者が裁判所に申立て 【新法第61条、第83条第1項等】
- ② 裁判所が事業の経営等を

担う管財人を選任

【新法第109条第1項、第113条第1項等】

③ 事業の継続等に必要な 商取引債権や労働債権等を 優先して弁済

【新法第93条第2項、第127条、第129条等】

① 管財人は、事業の経営等をしながら、スポンサーへ事業譲渡

【新法第157条第1項等】

- ※事業を継続しながら事業譲渡することにより、 雇用を維持
- ② 事業譲渡の際には、裁判所の 許可を得る
- ※許可時に、裁判所は労働組合や配当を 受ける債権者から意見聴取する。

【新法第157条第1項·第4項等】

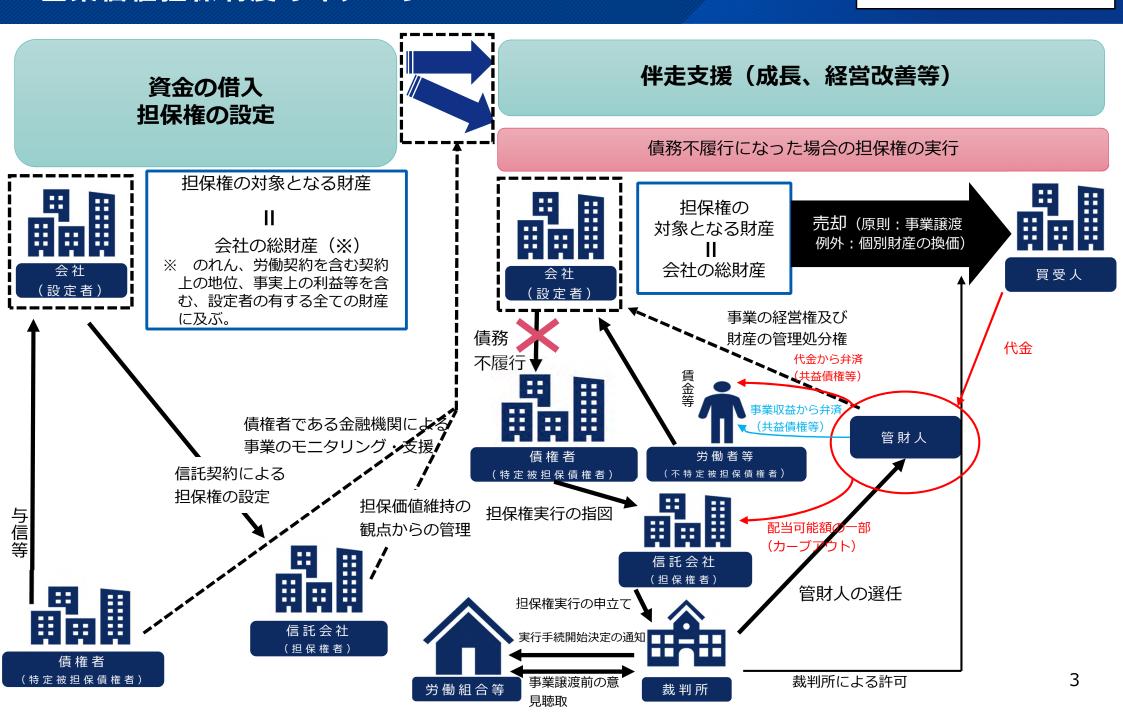
① 管財人が事業譲渡の対価から、貸し手の金銭債権に充当

【新法第166条等】

② 一般債権者等のために、 事業譲渡の対価の一部を確保

【新法第166条等】

企業価値担保制度のイメージ



事業性融資の推進等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 等を監督指針等において明確にするとともに、広く周知・広報を行うこと。担保権の担保目的財産となる会社の総財産の定義やその範囲を画定するための考え方、制度運用における留意点結・変更等に影響を及ぼす目的で行ってはならないことを監督指針等において明確にすること。また、企業価値上企業価値担保権の設定は、企業価値担保権者や特定被担保債権者が債務者とその使用人との間の労働契約の統
- な事情を考慮した上で、承継先を決定することをガイドラインに明記し、広く周知・広報を行うこと。換価に当たって、管財人は、事業譲渡の金額の多寡のみではなく、雇用の維持及び取引関係の維持、その他多様一、担保目的財産の換価の方法に関する裁判所の適切な判断に資するよう考え方を示すとともに、担保目的財産の
- 慮を行うこと。 たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることに特段の配三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定めるに当
- 四 企業価値担保権の活用における労働者保護のさらなる強化を図るため、担保権の設定時及び実行前後における

労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。

- やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。 業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加えて、合併・事五 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専
- 図ること。また、本法と労働関係法令との関係についての考え方を整理した上で、広く周知・広報を行うこと。している場合は労働組合法上の使用者に該当し得ることをガイドラインで明らかにし、金融機関等に周知徹底を大 企業価値担保権者や特定被担保債権者が、実態として、債務者の使用人の労働条件等の決定及び変更等に関与
- ついて公表すること。 過するまでの間、融資状況等について継続的にモニタリングを行い、制度の利用状況の推移や利用時の課題等に七 企業価値担保権という新たな制度を活用した融資スキームが可能となることに鑑み、本法施行後から五年を経

政府は、次の事頃について、十分配慮すべきである。

- ける留意点等を監督指針等において明確にするとともに、広く周知・広報を行うこと。型支援に当たって優越的地位の濫用防止の観点から企業価値担保権者等が考慮すべき事項、制度運用におた、企業価値担保権の担保目的財産となる会社の総財産の定義やその範囲を画定するための考え方、伴走約の締結・変更等に影響を及ぼす目的で行ってはならないことを監督指針等において明確にすること。ま企業価値担保権の設定は、企業価値担保権者や特定被担保債権者が債務者とその使用人との間の労働契
- 定することをガイドラインに明記し、広く周知・広報を行うこと。額の多寡のみではなく、雇用の維持及び取引関係の維持、その他多様な事情を考慮した上で、承継先を決産の換価に当たって、事業の継続と成長発展を支えるとの本法の目的に沿って、管財人は、事業譲渡の金二、担保目的財産の換価の方法に関し裁判所の適切な判断に資するよう考え方を示すとともに、担保目的財
- に特段の配慮を行うこと。に当たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であること三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定める
- おける労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。四 企業価値担保権の活用における労働者保護のさらなる強化を図るため、担保権の設定時及び実行前後に

- を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。て、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握て、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加え五 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府におい
- 知・広報を行うこと。に周知徹底を図ること。また、本法と労働関係法令との関係についての考え方を整理した上で、広く周に関与している場合は労働組合法上の使用者に該当し得ることをガイドラインで明らかにし、金融機関等六 企業価値担保権者や特定被担保債権者が、実態として、債務者の使用人の労働条件等の決定及び変更等
- こと。め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めるするモニタリングの充実を図ること。その際、地域金融機関等のモニタリングを主に担当する財務局も合七 本法に基づく制度の運用に当たっては、基本理念も踏まえ、企業価値担保権信託会社や金融機関等に対
- 時の課題等について公表すること。 年を経過するまでの間、融資状況等について継続的にモニタリングを行い、制度の利用状況の推移や利用人 企業価値担保権という新たな制度を活用した融資スキームが可能となることに鑑み、本法施行後から五

右決議する。